

山梨県老人福祉施設協議会会則

(総 則)

第1条 本会は、山梨県老人福祉施設協議会と称し、老人福祉法に基づく県内養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、デイサービスセンターの施設代表者をもって会員とする。

2 本会の会員は、公益社団法人全国老人福祉施設協議会に入会するものとする。

(目 的)

第2条 本会は、県内老人福祉施設の健全な運営をはかり、老人福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を甲府市北新一丁目2番12号 社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）内におく。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 老人福祉施設の運営、並びに老人福祉事業の調査研究
- 2 各老人福祉施設相互の連絡・提携・協力
- 3 施設従事者の資質向上、及び親睦
- 4 県社協種別協議会老人福祉施設部会との提携・協力
- 5 関係機関団体との提携・協力
- 6 地域との連絡・提携
- 7 その他必要と認める事業

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
会長代行	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

(役員を選出)

第6条 会長、会長代行及び副会長（うち1名は次世代委員会代表者とする）は会員の中より理事会において選任し、総会の承認を得るものとする。ただし、会長、会長代行及び副会長は本会の理事を兼任するものとする。

2 理事は、各種別（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、デイサービスセンター）及び21世紀委員会より推薦し、総会において承認を得るものとする。定数等選出にかかる内規は別に定める。

3 監事は会員の中より総会において選出する。

(役員の役割)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 副会長は、会長及び会長代행을補佐し、これに事故あるときはその職務を代理する。

4 理事は、本会の運営に関する事項を審議する。

5 監事は、会計及び事業を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による者の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問・参与)

第9条 本会に顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問および参与は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

(理事会)

第10条 理事会は、会長がこれを招集し議長となる。

2 理事会は必要に応じ開催し、総会に付議すべき事項、その他会長が付議した事項を審議する。

3 理事会は理事定数の過半数の出席をもって成立する。また、議決にあたって可否同数のときは議長の決するところによる。

(総 会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、毎年1回以上これを開き会則の改廃、役員の承認、事業計画、予算並びに事業の実施状況の報告、決算等を審議する。

2 総会は、会長が招集し、議長はその都度会員の互選とする。

3 総会は会員施設数の過半数の出席をもって成立する。また、議決にあたって可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会及び委員会)

第12条 本会の事業を活発に運営するため、部会及び委員会を設ける。

2 部会及び委員会の構成その他については別に定める。

(事務局)

第13条 本会の会務を処理するため、県社協事務局職員及び県老協専任職員があたるとともに、事務処理は、県社協の諸規程を準用する。

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費、負担金、補助金、助成金、及び寄付金をもってあてる。

2 会費は別に定める。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

(1) この会則は、平成17年4月1日より施行する。

(2) 設立当初の役員は会則第6条の規定にかかわらず、特例として旧山梨県老人福祉施設協議会と旧山梨県デイサービスセンター協議会の役員及び21世紀委員会代表者をもってあてる。

(3) 設立当初の役員の任期については、会則第8条の規定にかかわらず、任期特例として平成18年3月31日までの1年間とする。

(4) 昭和56年4月1日施行の山梨県老人福祉施設協議会会則及び平成6年6月9日施行の山梨県デイサービスセンター協議会会則は廃止する。

(5) 平成18年5月19日 一部改正（第3条 事務所、第13条 事務局）

(6) 平成21年5月19日 一部改正（第1条 第1項修正、第2項追加）

(7) 平成24年度の任期については、会則第8条の規程にかかわらず、任期特例として、会長、会長代行及び副会長は平成25年度の総会終了日までとし、理事、監事は平成27年度総会終了日までとする。

(8) 令和5年8月1日 一部改正（第6条 第1項修正）